（平成２１年２月４日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　9 件

国民年金関係　　5 件

厚生年金関係　　4 件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　　10 件

国民年金関係　　7 件

厚生年金関係　　3 件

大分国民年金　事案 419

第１　委員会の結論

申立人の昭和 43 年３月から 49 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 23 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 43 年３月から 49 年３月まで

母親が、私の国民年金の加入手続をして保険料を地区の婦人会を通じて納付しており、市役所で申立期間の保険料納付状況の確認をした際にも納付済みと回答されたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の母親は、申立期間を含む昭和 36 年４月から 60 歳到達時までの国民年金保険料を完納しており、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者に係る払出記録から、昭和 50 年９月以降に払い出されたことが推認できるところ、当該手帳記号番号に基づき作成されたＡ市の国民年金被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料が納付済みと記録されており、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された上で、国民年金保険料が納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金　事案 420

第１　委員会の結論

申立人の昭和 36 年４月から 38 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 12 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 36 年４月から 38 年３月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、さかのぼって納付する時に確認したら区役所の担当者から全部納まったと言われた。納付期間の記載が無い昭和 47 年６月７日付け領収印のある領収書を持っているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、65 歳まで国民年金に任意加入しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の申立人に係る特殊台帳から、申立人は、昭和 38 年度、43 年度及び 44 年度の国民年金保険料を特例納付していることが確認できるところ、申立人は、いずれも郵便局の領収印が押印された、納付期間が記載されていない「保険料 24,300 円」と記載された領収証書、昭和 38 年 10 月分の領収証書及び 38 年 11 月から 39 年３月までの期間の分の領収証書を所持している。保険料２万 4,300 円と記載された領収証書の内訳は、特殊台帳により確認できる申立人の特例納付済期間（昭和 38 年度、43 年度及び 44 年度）から、申立人が所持する領収証書により特例納付期間が特定できる昭和 38 年 10 月から 39 年３月までの期間を除いた、38 年４月から同年９月までの期間、昭和 43 年度及び 44 年度の国民年金保険料と合わせて、申立期間の国民年金保険料を納付する場合に必要な金額と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金　事案 421

第１　委員会の結論

申立人の昭和 47 年９月から 48 年１月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 10 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 47 年９月から 48 年１月まで

私は、昭和 48 年２月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、夫婦二人分の国民年金保険料を隣保班で納付した。

社会保険庁の記録では、昭和 47 年９月から同年 12 月までの国民年金保険料が還付された上で申立期間については未加入とされているが、48 年１月まで保険料を納付したはずであり、還付された記憶も無い。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

社会保険庁の申立人に係る特殊台帳の記録から、申立期間のうち、昭和 47 年９月から同年 12 月までの国民年金保険料は納付されていたものの、国民年金被保険者資格が取り消された上で、48 年７月に当該国民年金保険料が還付されていることが確認できる。しかしながら、申立期間については、申立人は他の被用者年金に加入しておらず、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であることから、事実と異なる資格喪失手続により還付処理が行われたものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 48 年１月については、申立人は 48 年２月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで夫婦二人分の国民年金保険料を隣保班で納付したと主張しているところ、申立人の妻は申立期間を含め厚生年金保険被保険者となる 51 年１月までの国民年金保険料を完納していること、及び申立人は申立期間と同様に国民年金被保険者から厚生年金保険被保険者へと切り替わる直前の 54 年２月の国民年金保険料についても納付していることから、申立人の 48 年１月の国民年金保険料についても納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金　事案 422

第１　委員会の結論

申立人の昭和 47 年度のうち未納とされている３か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　大正 13 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 47 年度のうち未納とされている３か月間

私が社会保険事務所に年金の相談に行った時、昭和 47 年度に３か月間の未納があると言われ驚いた。私は、国民年金は税金と同じで国民の義務と考えていたので、妻と一緒にすべて納めてきたはずであり、47 年度のうち３か月間が未納とされているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間は３か月と短期間であり、申立人は、国民年金制度発足時から 60 歳到達時までの国民年金保険料を、申立期間を除きすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料は地区の隣保班を通じて納付していたと主張しているところ、市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から納付日が確認できる昭和 36 年度から 45 年度までの国民年金保険料は、すべて現年度納付されていることが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料のみあえて納付しなかったとは考えにくい。

さらに、社会保険庁では、被保険者期間の一部に限り未納期間となっている年度がある場合は、特殊台帳を整備し、被保険者記録を管理することとしているが、申立人に係る特殊台帳は存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金　事案 425

第１　委員会の結論

申立人の昭和 56 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 23 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 56 年１月から同年３月まで

私は昭和 54 年４月から国民年金に任意加入し、地区での集金で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は、家計簿に支出額として記載しており、未納となっていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間は３か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人から提出された家計簿は、記載内容等から当時作成されたものと考えられるところ、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す記載があり、その金額は当時の国民年金保険料額と一致している上、申立人の世帯には、当時、他に国民年金加入者がいなかったことから、申立人が国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

加えて、申立期間の前後において、申立人の夫の職業変更等は無く、申立人の生活状況に大きな変化は無かったものと考えられ、申立期間の国民年金保険料についても納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分厚生年金　事案 173

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 19 年 11 月１日から 21 年９月１日までの期間において、Ａ社Ｂ工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社における資格取得日に係る記録を昭和 19 年 11 月１日に、資格喪失日に係る記録を 21 年９月１日に訂正し、当該申立期間に係る標準報酬月額を１万円とすることが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和３年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 19 年４月 10 日から 21 年９月１日まで

私は、昭和 19 年３月、挺身隊としてＡ社Ｂ工場で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び社会保険事務所が保管するＡ社Ｂ工場（以下「事業所」という。）の厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和 19 年 11 月１日に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが認められる。

また、申立人と同様に挺身隊として事業所に勤務した極めて同質性が高いと考えられる複数の元同僚及びタイプライターとして勤務したとする元同僚は、「申立人は、終戦後も引き続き勤務し、終戦から１年後の８月ごろに辞職した。」とそれぞれ供述している。

さらに、申立人は、「昭和 20 年の暮れごろ、事業所の総務課に転勤したとする元上司から、昭和 21 年９月末に、事業所で退職金を受領するようにとの旨が記載された手紙を受け取った。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管する事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に元上司の氏名の記載が確認できる上、当該上司の資格取得日が昭和 20 年 12 月１日であることが確認できる。

加えて、同質性の高い元同僚二人についても、申立人と同様に厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿に氏名が記載され、事業所の健康保険厚生年

金保険被保険者名簿及び旧台帳には氏名が確認できないにもかかわらず、社会保険庁の記録によれば厚生年金保険の加入記録が確認できる。

このことについて、社会保険事務所に当該元同僚の年金記録に係る経緯について照会したところ、「元同僚に係る年金記録を回復した事実はあるが、それについての関連資料が無く、今となっては不明。」としており、当時の詳細は不明であるが、現在に至っては合理的な説明ができず、申立人及び元同僚に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 19 年 11 月１日から 21 年８月 31 日までの期間において、事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、当該申立期間に係る標準報酬月額については、元同僚の標準報酬月額が１万円であることから、１万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年４月 10 日から同年 11 月１日までの期間について、申立人は、所持する事業所の辞令から、「昭和 19 年４月 10 日から勤務した。」と主張しているものの、社会保険事務所が保管する事業所の被保険者名簿及び払出簿の記録から、事業所は、同年 11 月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同年４月 10 日から同年 10 月 31 日までの期間については、適用事業所でないことが確認できる上、当該期間において、事業主から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 19 年４月 10 日から同年 11 月１日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金　事案 174

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 27 年 11 月１日）及び資格取得日（昭和 28 年５月１日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和８年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 27 月 11 月１日から 28 年５月１日まで
　　　　　　　　②　昭和 37 年 10 月１日から 38 年４月 30 日まで

私は、昭和 27 年９月１日から 29 年 10 月１日までＡ社に勤務していたのに、申立期間①の厚生年金保険の記録が無い。

また、申立期間②については、Ａ社に再雇用になった昭和 37 年度の標準報酬月額が１万円であることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に関する具体的な供述並びに３人の元同僚のＡ社における従業員数及び業務内容に関する証言から、申立人が、申立期間①においてＡ社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ業務に従事していたとする元同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる上、申立人及び元同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、申立期間当時、Ａ社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、

8,000円とすることが妥当である。
なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に全喪しており、事業主も死亡していることから不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年11月から28年４月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
一方、申立期間②については、社会保険事務所の記録により、申立人がＡ社を主たる事業所として、また、Ｂ社を従たる事業所として、二つの事業所で勤務することとなったのは昭和34年３月１日であることが確認できる。
しかしながら、Ａ社及びＢ社は既に全喪しており、かつ、両事業主も死亡していることから、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び証言を得ることもできない上、両事業所の当時の事務担当者からも証言が得られず、当時の状況は不明である。
また、社会保険事務所が保管するＡ社の被保険者原票に記載されている標準報酬月額と社会保険庁のオンライン上の標準報酬月額とが一致していることが確認でき、当該届けがＡ社からされた可能性も否定できない。
このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る標準報酬月額１万円を超える額を元に算出した厚生年金保険料については、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金　事案 175

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年９月１日から 22 年４月 18 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格取得日に係る記録を昭和 21 年９月１日に、資格喪失日に係る記録を 22 年４月 18 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 600 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和２年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 18 年８月から 19 年 10 月１日まで
　　　　　　　　　　②　昭和 21 年４月 20 日から 22 年４月 18 日まで

私は、申立期間①について、昭和 18 年８月、高校３年生の２学期に動員としてＢ社で勤務した。初めて厚生年金保険被保険者資格を取得した日が、昭和 19 年６月１日となっていることに納得できない。

また、申立期間②について、Ａ社Ｃ営業所に昭和 21 年４月 20 日に入社し、翌年４月に退社するまで勤務したが、私と同時期に入社した複数の元同僚には、厚生年金保険の記録があり、私だけ無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及びＡ社が保管する申立人及び元同僚の人事記録等から、申立人が申立期間②において、Ａ社に勤務していたことが認められる。

また、Ａ社が保管する人事記録から、申立人及び複数の元同僚の入社年月日は、昭和 21 年５月 18 日、厚生年金保険被保険者としての記録がある元同僚たちの資格取得日は、すべて同年９月１日（９月１日までに退職したと思われる２人を除く。）となっていることが確認でき、申立人のみ、厚生年金

保険被保険者の加入記録が確認できない。
さらに、申立人と同時期に入社した複数の元同僚には厚生年金保険の被保険者としての加入記録が確認でき、Ａ社の現在の人事担当課に照会した結果、「申立人は正社員として雇用し、厚生年金保険に加入していたものと思われる。」と回答しており、申立人についても、複数の元同僚と同様の取扱いであったと考えられる

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和21年９月１日から22年４月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和21年９月１日から22年４月18日までの標準報酬月額については、元同僚の厚生年金保険被保険者原票から標準報酬月額が1,000円と読み取れるものの、当時の標準報酬等級は、「第20級　600円」が最高等級であることから、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年９月から22年３月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和21年４月20日から同年８月31日までの期間については、入社年月日が昭和21年５月18日である複数の元同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日がすべて同年９月１日となっていることが確認できる上、元同僚から当該期間において、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和21年４月20日から同年８月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①については、Ｂ社（現在、Ｄ社Ｅ所）が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿に、「資格取得年月日　昭和19年６月１日」と記載されていることが確認できるが、当該期間に係る元同僚等から勤務期間等について供述を得ることはできず、当時の状況を確認することができない。

また、申立人の出身校に照会した結果、「申立人の供述どおり３年生の２学期で繰り上げて卒業となっている記録が確認できるものの、詳細は不明。」と回答しているが、学徒動員による就業であった可能性も否定できない。

さらに、社会保険庁のオンライン上の厚生年金保険被保険者としての資格取得年月日は、昭和 19 年 10 月１日となっていることが確認でき、19 年の厚生年金保険法改正に伴い、同年６月１日に申立人の厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月１日から厚生年金保険被保険者となったものとも考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金　事案 176

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 29 年１月１日から同年１月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社Ｂ支店における資格取得年月日に係る記録を同年１月１日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和３年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 26 年９月１日から 29 年１月 31 日まで

私は、Ａ社Ｂ支店（Ｃ営業所）に昭和 26 年９月１日から勤務したが、29 年１月 31 日まで厚生年金保険被保険者となっていない。

当初は、臨時従業員であったが、勤務内容は正規の従業員と勤務時間、日数を比べても変わりは無く、本採用を前提とした長期間雇用従業員であったため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社Ｄ統括支店の社員名簿及び申立人の具体的な供述並びに雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、Ａ社Ｂ支店に継続して勤務したことが確認できる。

また、当時、Ａ社Ｂ支店に勤務した複数の他の従業員は、「正社員になった時から厚生年金保険の被保険者になった。」と証言している。

さらに、社員名簿に、「昭和 26 年９月７日にＢ支店Ｃ営業所に臨時職員として入社し、29 年１月１日に事務員を命ずる。」と記載されていることが認められ、申立人は、昭和 29 年１月１日付けで正社員になったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 29 年１月１日から同年１月 31 日までの期間

に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 29 年１月１日から同年１月 31 日までの標準報酬月額については、社員名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人は、「Ａ社Ｂ支店においては、他の従業員とは違った形で採用されたことから、厚生年金保険には入社当初から加入していた。」と主張しているものの、入社してから正社員になるまで、事業主が厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていないにもかかわらず、２年以上も事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 26 年９月１日から 28 年 12 月 31 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分国民年金　事案 423

第１　委員会の結論

申立人の昭和62年４月から63年３月までの期間並びに平成２年４月及び同年５月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 39 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 62 年４月から 63 年３月まで
　　　　　　　　　　②　平成２年４月及び同年５月

申立期間①のうち、昭和 62 年４月から同年６月までの国民年金保険料は納期限内に納付し、同年７月から 63 年３月までは、申請免除の手続をした上で追納したはずである。

また、申立期間②は申請免除期間とされているが、納期限内に保険料を納付したはずである。

社会保険庁の記録では、申立期間①については未納、申立期間②については申請免除とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付及び追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付及び追納されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人は、当該期間のうち昭和 62 年４月から同年６月までの国民年金保険料については納期限内に現年度納付し、同年７月から 63 年３月までの国民年金保険料については、申請免除の手続をした上で追納したと主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者に係る払出記録から、平成元年４月以降に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間①の国民年金保険料を現年度納付することはできない上、免除を申請することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、平成元年８月３日発行の昭和 62 年７月から 63 年３月までの期間の国民年金保険料に係る過年度納付書を所持しているが、申請免除期

間の国民年金保険料については、過年度納付書は発行されない上、当該納付書には領収印が押されておらず、当該期間の国民年金保険料が納付されたとは考え難い。

加えて、申立期間②については、申立人は当該期間の国民年金保険料を納期限内に現年度納付したと主張しているものの、当該期間は申請免除期間であり、同様に申請免除期間である申立期間②直後の平成２年６月から３年３月までの国民年金保険料は追納されているところ、この追納申出日は 12 年６月 12 日であることが確認でき、この時点では、申立期間②は時効により国民年金保険料を追納できない期間である。

このほか、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金　事案424

第１　委員会の結論
申立人の昭和43年４月から44年１月までの期間、46年４月及び47年９月から55年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和19年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申　立　期　間　：①　昭和43年４月から44年１月まで
②　昭和46年４月
③　昭和47年９月から55年３月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、さかのぼって金融機関から納付書により、分割して納付した。申立期間①及び②が未加入、申立期間③が未納となっているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由
申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
また、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、さかのぼって金融機関から納付書により、分割して納付したと主張しているところ、国民年金の加入手続の時期や場所、納付したとする国民年金保険料額等についての記憶は曖昧（あいまい）であり、申立期間①、②及び③についての国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。
さらに、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る払出記録から、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認できる昭和55年２月ごろの時点では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は47年８月１日とされていたことから、申立期間①及び②は当初から国民年金の未加入期間であり、当該期間については国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。
加えて、申立期間①、②及び③について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金　事案 426

第１　委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 44 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 19 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 39 年 10 月から 44 年３月まで

私は昭和 43 年か 44 年に実兄と広告看板業を起業した。その際、商工会議所に入会し、商工会議所の指導員から税金などの納付義務を果たしていないと公的な融資が受けられないと指導されたので、過去の国民年金の未納保険料を一括で納付した記憶がある。申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、実兄と広告看板業を起業し商工会議所に入会した際、商工会議所の指導員から指導されて過去の国民年金の未納保険料を一括で納付したと主張しているところ、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の実兄は、申立期間の国民年金保険料については未納である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、一括納付したとする申立期間の国民年金保険料の納付方法や納付金額等についての記憶が曖昧（あいまい）であり、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金　事案 427

第１　委員会の結論

申立人の昭和 45 年３月から 50 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 15 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 45 年３月から 50 年３月まで

私は昭和 45 年３月にＡ区Ｂに転居した時、区役所のＢ出張所で国民年金の加入手続をした。保険料は、金融機関又はＢ出張所で納付書により納付していた。申立期間が未納になっているのに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和 50 年６月ごろと推認され、この時点では、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「昭和 45 年３月に国民年金の加入手続をした際には国民年金手帳をもらわなかった。ずっと後になって、現在所持しているオレンジ色の手帳が送られてきた。」と主張しているところ、Ａ区は、申立期間当時、国民年金の加入手続が行われた際にはおおむね１か月後には被保険者に国民年金手帳を郵送していたと回答していること、及び昭和 45 年３月ごろ、国民年金被保険者に交付されていた国民年金手帳はオレンジ色ではなかったことが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金　事案428

第１　委員会の結論

申立人の昭和51年１月から平成11年２月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和19年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和51年１月から平成11年２月まで

申立期間の国民年金保険料は、金融機関の窓口で夫婦二人分を納付書により納付していた。夫は納付した記録になっているのに、自分の納付した記録が無いことに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間は23年２か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、Ａ市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳から、申立人は、昭和43年11月４日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失して以後、国民年金には未加入となっていることが確認できるところ、申立人は国民年金の再加入手続についての記憶が無く、申立期間に係る国民年金の加入状況等が不明である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金　事案 429

第１　委員会の結論

申立人の昭和 49 年 10 月から 53 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 27 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 49 年 10 月から 53 年 11 月まで

私は、結婚後の昭和 50 年から 51 年ごろに市役所から年金の空白期間の納付指導通知と納付書が届き、市役所で１回は納付したはずなので、申立期間が納付されていないことに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市役所から納付指導通知と納付書が届いたため市役所で納付したと主張しているところ、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付時期や納付金額などの記憶は曖昧(あいまい)であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、市の国民年金被保険者名簿から、昭和 53 年 12 月 11 日を資格取得日として、国民年金に任意加入していることが確認でき、さかのぼって国民年金に加入し保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金　事案 430

第１　委員会の結論

申立人の昭和 36 年４月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和３年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 36 年４月から同年 12 月まで

年金特別便を受け取ったら、昭和 36 年４月から同年 12 月までの９か月間が全額免除期間となっていた。昭和 46 年５月ごろだと思うが、今までの申請免除期間のすべてを１回で追納したはずである。追納を確認できる資料は無いが納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、追納したとする国民年金保険料額等についての申立人の記憶は曖昧(あいまい)であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間を含むすべての申請免除期間の国民年金保険料を一括して追納したと主張しているところ、特殊台帳の記録から、申立期間直後の昭和 37 年１月から 40 年 12 月までの国民年金保険料は、47 年３月に追納されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を追納できない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料が追納されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

大分厚生年金　事案 170

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 33 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 56 年９月１日から 59 年２月 20 日まで

②　昭和 60 年 10 月 21 日から 61 年３月 10 日まで

私は、申立期間①についてはＡ社に、申立期間②についてはＢ社で勤務したのに、それぞれの申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 56 年９月からＡ社に勤務していたと主張しているものの、社会保険事務所が保管するＡ社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の得喪日は、社会保険庁のオンライン上の記録と一致することが確認できる上、当該得喪日は、雇用保険の加入記録とも一致していることが認められる。

また、Ａ社を昭和 58 年６月末に退職したとする従業員は、「申立人は記憶にない。」と供述している上、複数の元同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているものの、その記憶は定かではない。」と供述しており、申立人のＡ社における在職期間を確認することができない。

さらに、Ａ社の事業主に照会したところ、「当時の保険料控除等に関する関連資料は無く、不明。」としており、厚生年金保険の加入状況等については不明である。

申立期間②について、申立人は、Ｂ社に勤務したと主張しているものの、Ｂ社は、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業

所としての記録は確認できず、類似する名称の適用事業所も確認することができない。

　また、商業登記簿謄本においても同社を確認することはできず、Ｃ市内の同業の事業所に問い合わせたものの、該当事業所を確認することはできなかった。

　このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金　事案 171

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　大正 15 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 17 年６月１日から 20 年 10 月４日まで

私は、昭和 17 年６月１日から 20 年 10 月４日までの間、Ａ社Ｂ工場に勤務した。

退職した時に厚生年金の脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えもないので、当該期間について厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から１年 17 日後の昭和 21 年 10 月 21 日に支給決定されたこととなっているが、申立期間当時の脱退手当金の支給要件は、「対象となる厚生年金保険被保険者資格の喪失後、未加入期間が１年間経過後」となっていることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失から１年 17 日経過後の支給記録について、不自然な点は無い。

また、申立人に係るＡ社Ｂ工場の被保険者名簿（原票）には「脱」表示が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金　事案 172

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　大正 14 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 17 年６月１日から 20 年 10 月１日まで

私は、昭和 17 年４月 17 日から第３回徴用工として、Ａ社Ｂ部で勤務し、18 年の秋に左手人差指の一節を切断するケガをして、公傷金として５円を受け取った。

平成 19 年６月 21 日に年金記録を確認した際に、初めて脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受け取った覚えは無く、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金が支給された当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の意思に基づき、脱退手当金を請求した可能性は否定できないものと考えられる。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。